

株 主 各 位

東京都文京区湯島3丁目42番6号
東邦レマック株式会社
代表取締役社長 笠井庄治

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面により事前の議決権行使をいただき、当日のご来場を見合わせいただくことを含め、慎重な判断をいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月16日（水曜日）午後5時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月17日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都台東区池之端1丁目4番1号
東天紅 上野店 5階飛鳥の間
3. 会議の目的事項
報告事項 第64期（2020年12月21日から
2021年12月20日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款の一部変更の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

※お願い：本年は懇親会、お土産ともにご用意がございません。また会場内のお座席につきましても限りがあります為、ご入場いただけない場合がございます。極力、事前に書面による議決権行使をしていただきますよう、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2020年12月21日から
2021年12月20日まで)

I 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大により長期化の様相を呈しており、社会経済活動の抑制が継続するなど、依然として厳しい状況にあります。そうした中、ワクチン接種の普及や各種政策の効果などにより回復への期待が高まってきておりますが、感染力の強いオミクロン株が出現、拡大してきており、いまだに収束は見通せず、先行き不透明な状況が続いております。世界経済におきましては、新型コロナウイルス感染症が収束しては拡大するといったサイクルを繰り返しており、社会経済活動の制限解除が暗礁に乗り上げる形となっており、先行きに対する不透明感を拭えない状況が続いております。

靴流通業界におきましては、テレワークの普及や外出自粛を余儀なくされたことなどにより、コロナ禍における新しいライフスタイルが定着してきており、消費動向も「モノ」から「コト」へと変化してきております。その影響から、街中への人出はあるものの実店舗での売上が落ち込み、オンラインショップ・EC市場における売上が引き続き増加の傾向となっております。商品動向としましては、スニーカーを中心としたスポーツシューズやウォーキングシューズを中心としたカジュアルシューズが依然として需要の多い状況が続いており、紳士靴・婦人靴については苦戦を強いられております。

このような状況のもと、当社は紳士靴・婦人靴・その他のすべての分野において苦戦を強いられ、掲げてきた目標を達成することはできませんでした。しかしながら在庫につきましては前年から削減することができ、次年度に好スタートが切れるよう、環境を整備することができました。

その結果、当事業年度の売上高は63億38百万円（前年同期比5.8%減）と前事業年度を下回り、売上総利益につきましても16億14百万円（前年同期比6.6%減）と前事業年度を下回りました。営業損益につきましては販売費及び一般管理費を18億48百万円（前年同期比7.2%減）と前事業年度よりも削減することはでき、2億33百万円の営業損失（前年同期は営業損失2億62百万円）と前事業年度を上回りましたが、黒字化することはできませんでした。

経常損益につきましては、昨年を上回る雇用調整助成金の計上はあったものの、数字を好転させることはできず、1億11百万円の経常損失（前年同期は経常損失1億43百万円）となりました。当期純損益につきましても前年同期を上回る投資有価証券評価損を計上した影響から、2億17百万円の当期純損失（前年同期は当期純損失1億92百万円）となり、前事業年度を下回る結果となりました。

事業別売上状況

シューズ事業

婦人靴

婦人靴につきましては、主にパンプス類や定番カジュアルシューズがコロナ禍での生活様式の変化もあり、大変苦戦しました。ライセンスブランドでは、「earth music&ecology（アースミュージック&エコロジー）」が伸長しました。その他、インフルエンサーコラボ商品が健闘しました。

用途別では、前事業年度に比べ、カジュアル類は15.0%、パンプス類は4.0%減少しましたが、ブーツ類が16.2%、サンダル類が12.2%増加しました。販売単価は上昇（前年同期比0.7%増）しましたが、販売足数の減少（前年同期比0.9%減）により、売上高は38億18百万円（前年同期比0.2%減）となりました。

紳士靴

紳士靴につきましては、お取引先様ODM商品を含め、定番商品のビジネスシューズ、カジュアルシューズともに苦戦しました。ライセンスブランドでは、「CAPTAIN STAG（キャプテンスタッグ）」「KenCollection（ケンコレクション）」が苦戦しました。販売単価は上昇（前年同期比1.4%増）しましたが、販売足数の減少（前年同期比26.8%減）により、売上高は10億59百万円（前年同期比25.8%減）となりました。

ゴム・スニーカー・その他

ゴム・スニーカー・その他の売上高は、子供靴のライセンスブランド「ALGY（アルジー）」とスニーカーの受注は増加しましたが、その他の受注が減少したことにより14億61百万円（前年同期比0.9%減）となりました。

事業別売上高

(単位：千円)

区 分	第 63 期 (前期) 2020年12月期		第 64 期 (当期) 2021年12月期		前年同期比
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
シューズ事業					
婦人靴	3,826,699	56.9%	3,818,122	60.2%	99.8%
紳士靴	1,426,907	21.2%	1,059,025	16.7%	74.2%
ゴム・スニーカー・その他	1,474,553	21.9%	1,461,781	23.1%	99.1%
合 計	6,728,160	100.0%	6,338,928	100.0%	94.2%

(2) 設備投資の状況

当期中、特に記載する事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当期中、特に記載する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

依然として新型コロナウイルス感染症の影響とともに活動するウィズコロナの状況が続いております。さらに、昨年末よりオミクロン株の感染が拡大・蔓延し、いまだに予断を許さない状況が続いております。

このような状況におきまして、当社の掲げる経営理念である「創造・開拓・奉仕」の精神に基づき、以下の課題に取り組んでまいります。

① 商品戦略

引き続きライフスタイルのカジュアル化やファッションのダイバーシティ化に対応すべく、商品開発に注力してまいります。このような時だからこそ、お客様が喜びを感じられる商品やサービスは何かを徹底的に考え、お客様体験の向上を図ってまいります。さらに地球環境に優しい素材の利用や開発、リサイクル可能な素材や資材を積極的に取り入れてまいります。

② 営業戦略

お客様の潜在的なニーズを予測して、お客様にとって価値ある商品やサービスをタイムリーに提供していくことに注力してまいります。そのためにマーケティングを重視して、お客様に喜んでもらえる商品や売り場の提案を強化してまいります。また発注管理を徹底し、商品回転率の向上に取り組み、売場の鮮度を保つよう心掛けてまいります。多様化した市場に対応するため、異業種へのアプローチを継続し、新たな市場の創造・開拓に努めてまいります。

③ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、5期連続の営業損失、4期連続で当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

このような状況のもと、当社では当該状況を解消すべく「レマックリバイバルプラン」を改訂し、2022年度からの新中期3ヵ年計画の2年目である2023年度での営業損益の黒字化を目標としております。引き続き「レマックリバイバルプラン」を推進してまいります。それに加えてお客様の「新しい日常」に喜ばれる商品やサービスは何か？という新たな課題にも取り組み、計画を実行してまいります。具体的なプランとして、① ライフスタイルのカジュアル化やファッションのダイバーシティ化に対応するオリジナルブランドの絞り込みと強化、② 発注管理の徹底による在庫削減、及び商品回転率の向上と物流コストの削減、③ 品質管理体制の見直し、ローカル化することで精度向上と効率化、④ 働き方改革による一人当たりの生産性向上のために異業種へのアプローチを強化、新たな市場の創造・開拓などを管理職を始めとする全社員の意識改革を行い、強力に推進してまいります。

第65期の業績の見通しにつきましては新型コロナウイルス感染症の影響は、生産面、販売面ともに前事業年度程度のウィズコロナの状況が続くものと想定しております。そのため新型コロナウイルス感染症の再拡大により、取引先店舗が通常営業できないなど、状況が変化する場合につきましては、業績見通しを変更する可能性があります。

なお、現状の当社は、現金及び預金の残高と短期間に資金化可能な債権の残高に加えて、その他にも売却可能な資産も充分ある状況であり、また取引銀行から必要な融資枠を確保できていることから、翌事業年度1年間の運転資金が十分に賄える状況であり、資金繰りに懸念はありません。

従いまして、当事業年度末現在において、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

株主各位におかれましては今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第61期 (2018年12月期)	第62期 (2019年12月期)	第63期 (2020年12月期)	第64期(当期) (2021年12月期)
売上高(千円)	10,871,124	9,251,191	6,728,159	6,338,928
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△ 144,115	46,481	△ 143,679	△ 111,954
当期純損失(△)(千円)	△ 301,021	△ 25,732	△ 192,507	△ 217,784
1株当たり当期純損失(△)(円)	△ 591.11	△ 50.54	△ 378.08	△ 427.75
総資産(千円)	8,603,179	7,532,752	6,787,558	6,411,239
純資産(千円)	5,335,313	5,215,432	4,872,040	4,656,292
1株当たり純資産(円)	10,477.75	10,242.32	9,568.89	9,145.75

- (注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は期中平均株式数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は2018年6月21日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第61期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
3. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第62期の期首から適用しており、第61期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、靴の企画及び卸売・小売を主な事業内容としております。

(8) 主要な事業所

本 社（東京都文京区） 本蓮川口営業所（埼玉県川口市）

(9) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
男 子	67名	△2名	46.0才	22.9年
女 子	27	3	37.4	11.5
計又は平均	94	1	43.6	19.6

(注) 臨時社員の当期中の平均人員は9名（ただし、1日平均7.5時間換算による）で、これは上記従業員数には含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	950,000千円

(11) 剰余金の配当等の決定の方針

当社の配当政策の基本方針は、株主への長期的な利益還元を重要と考え、安定かつ充実した配当を行うことを基本とし、配当性向の向上に努める一方、企業体質強化のため、内部留保を充実させることにあります。

この基本方針に基づき、当期の配当につきましては、1株当たり114円（うち中間配当57円）とする予定であります。

内部留保金につきましては、販売体制を強化するため、営業設備の整備、充実に有効に使用していく所存であります。

なお、当社の剰余金の配当につきましては、会社法第454条第5項に規定する取締役会決議による中間配当及び会社法第454条第1項に規定する株主総会決議による期末配当の年2回配当を行うことができる旨を定款に定めております。

II 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,800,000株
- (2) 発行済株式の総数
普通株式 509,121株 (自己株式2,949株を除く)
- (3) 株 主 数 919名
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 パ ッ ク ス ・ ケ イ	700百株	13.74%
笠 井 庄 治	696	13.68
レ マ ッ ク 共 栄 会	148	2.90
吉 原 頼 道	142	2.80
中 村 規	142	2.78
新 井 徳 繁	115	2.26
P E R S H I N G - D I V . O F D L J S E C S . C O R P .	95	1.86
笠 井 正 紀	90	1.76
笠 井 福 子	85	1.66
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	85	1.66

(注) 持株比率は自己株式(2,949株)を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	笠 井 庄 治	有限会社パックス・ケイ代表取締役
取 締 役	高 野 裕 一	管理本部長兼総務部部长
取 締 役	笠 井 信 剛	経営企画室長兼営業本部長
取 締 役	櫻 井 三 樹 子	櫻井三樹子社会保険労務士事務所代表 社会保険労務士会多摩統括支部役員
常 勤 監 査 役	伊 藤 賢	
監 査 役	町 田 弘 香	ひすい総合法律事務所弁護士 T A C株式会社社外取締役
監 査 役	玉 井 哲 史	玉井哲史公認会計士事務所所長 稲畑産業株式会社社外監査役 株式会社ピーシーデポコーポレーション社外監査役

(注) 1. 当期中の役員の異動

就任 取締役櫻井三樹子氏は2021年3月18日開催の第63回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。

退任 取締役北山恵理子氏、取締役相澤裕子氏、取締役田中公子氏は2021年3月18日開催の第63回定時株主総会終結のときをもって任期満了により退任いたしました。

2. 取締役櫻井三樹子氏は、社外取締役であります。なお、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役町田弘香及び玉井哲史の両氏は、社外監査役であります。なお、両氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役櫻井三樹子氏は、社会保険労務士の資格を有しており、人事・労務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役町田弘香氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役玉井哲史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その被保険者は当社取締役、当社監査役及び当社執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して、善管注意義務違反・忠実義務違反等を理由に損害賠償請求された場合に、被保険者が被る損害についての損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなっております。ただし、当該保険契約に免責額についての定めを設けており、一定額に至らない損害につきましては補填の対象としないこととしております。また、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等については補償対象外とすることにより、役員等の職務の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 基本方針

当社の役員の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の役員の報酬の決定に際しては、各職責に応じた適正な水準とすることを基本方針としております。

取締役の報酬等につきましては、固定報酬としての基本報酬、役員賞与、退職慰労金により構成された報酬体系とし、株主総会において承認・可決された報酬限度額の範囲内において、当社の事業規模、内容、業績、個々の職務内容や職責等を総合的に勘案し、取締役会決議により代表取締役社長である笠井庄治に一任され、各取締役の報酬等の額を決定しており、取締役会で決議した決定方針に沿うものであると判断しております。なお社外取締役の報酬につきましては、基本報酬及び退職慰労金のみとなっております。

監査役の報酬等につきましては、株主総会において承認・可決された報酬限度額の範囲内において、監査役会にて個々の監査役の役割に応じた報酬を協議のうえ、決定しており、公正かつ公平に決定されるよう努めております。

なお、当事業年度における当社役員の報酬等の額につきましては、前事業年度に係る定時株主総会(2021年3月18日)終了後の取締役会・監査役会において決議・協議の結果に基づき決定しております。

② 役員の報酬に係る方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

a. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役及び監査役の基本報酬につきましては、月例の固定報酬とし、役位、職務、在任期間等に応じて、当社の業績や経営環境、従業員給与の水準等を勘案しながら、総合的に判断し、決定いたしております。

b. 役員賞与額の算定方法の決定に関する方針

役員賞与につきましては、各事業年度の業績目標に対する達成意欲を持続させるための業績指標を反映させた金銭報酬とし、営業利益及び当期純利益をその重要な業績指標といたしますが、事業計画の達成度や過去の利益水準との比較、及び当社を取り巻く経営環境等を勘案したうえで、取締役会において支給の有無・支給額を決議し、株主総会の承認を得て、毎年一定の時期に支給しております。

c. 退職慰労金額の算定方法の決定に関する方針

退職慰労金につきましては、取締役及び監査役の退任時において、在任中の功労があった取締役及び監査役に対し、株主総会での承認を得て、一定の時期に退職慰労金を支給しております。その額につきましては、当社規程に基づき、基本報酬及び在任年数等により算出しております。

d. 報酬等の種類ごとの割合の決定に関する方針

取締役及び監査役の種類別の報酬の割合につきましては、基本報酬（固定報酬）及び退職慰労金を基本としており、役員賞与につきましては、当社の業績や経営環境を勘案したうえで、取締役会において決議し、決定しております。

e. 役員の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

役員の個人別報酬等の内容につきましては、取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容につきましては、各役員の基本報酬の額、及び賞与の評価配分となっております。委任を受けた代表取締役社長は、権限が適切に行使されるように各役員の職責の遂行状況や業績に対する貢献度を査定したうえで決定しております。

なお、代表取締役社長に委任する理由につきましては、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を最も熟知し、総合的な判断のうえ、役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	支給人数	報酬等の種類別の額			計	摘要
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
取締役	7名	27,330千円	-	-	27,330千円	うち社外取締役4名 4,463千円
監査役	3名	9,695千円	-	-	9,695千円	うち社外監査役2名 2,520千円
計	10名	37,025千円	-	-	37,025千円	

(注) 1. 上記、金額には当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額1,295千円（取締役は繰入額892千円、監査役は繰入額403千円）が含まれております。また、退任した取締役3名の在任中の報酬等の額が含まれております。

2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額16,180千円を支払っております。

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1993年3月18日開催の第35回定時株主総会において月総額13百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は0名）であります。

監査役の金銭報酬の額は、1993年3月18日開催の第35回定時株主総会において月総額2百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	兼職先法人等名	兼職の内容	関 係
社外取締役	櫻 井 三樹子	櫻井三樹子社会保険労務士事務所	代表	該当事項はありません。
		社会保険労務士会多摩統括支部	役員	該当事項はありません。
社外監査役	町 田 弘 香	ひすい総合法律事務所	弁護士	該当事項はありません。
		T A C 株 式 会 社	社外取締役	該当事項はありません。
社外監査役	玉 井 哲 史	玉井哲史公認会計士事務所	所長	該当事項はありません。
		稲 畑 産 業 株 式 会 社	社外監査役	該当事項はありません。
		株式会社ピーシーデポコーポレーション	社外監査役	該当事項はありません。

② 当期における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	櫻 井 三樹子	社外取締役就任後に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。社会保険労務士としての幅広い見識に基づき主に人事・労務の専門的な見地から業務執行の監督等に十分な役割を果たし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。上記以外にも、ジョブ型雇用の導入・促進や賃金制度の見直し、新型コロナウイルス感染症に係る休業・助成金等に関する助言・提言をいただき、労務環境の整備に積極的に寄与していただいております。
社外監査役	町 田 弘 香	当期開催された取締役会17回のうち14回に、監査役会12回のうち11回に、それぞれ出席いたしました。弁護士としての見識に基づき主に法的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	玉 井 哲 史	当期開催された取締役会17回のうち15回に、監査役会12回のうち12回に、それぞれ出席いたしました。公認会計士としての見識に基づき主に財務及び会計の専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。

IV 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

あかり監査法人

(2) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 報酬等の額 | 14,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 14,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

V 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4条）
 - a. 取締役は、毎月開催の取締役会、情報共有の推進を通じて、他の取締役の職務執行の監督を行う。
 - b. 当社は、監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、独立した立場から、内部システムの整備、運用状況を含め、取締役の職務執行の監査を行う。
 - c. 代表取締役社長は、管理本部担当取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築、維持及び整備を行う。
 - d. 内部監査室は、業務執行部門から独立し、当社における業務の適正性及び効率性につき監視を行う。
 - e. 内部監査部門として、代表取締役社長直轄の内部監査室を補強し、社内各部署の業務について各種法令・各種規程等の遵守状況を計画的に監査する。
 - f. 当社は、法令違反行為に対して、従業員から社外（弁護士事務所）に匿名でも相談・申告できる「内部通報制度」を設け、申告者が不利益な扱いを受けない体制を整備する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）
 - a. 株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に係る重要な情報については、法令及び「文書取扱規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。
 - b. 「文書取扱規程」「稟議規程」他関連規程は、必要に応じて適時見直し改善を図る。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
 - a. 取締役会及びその他の重要な会議において、各取締役、経営幹部及び使用人は、業務執行に係る重要な情報の報告を行う。
 - b. 代表取締役社長は、経営企画担当取締役をリスク管理の総括責任者として任命し、各担当取締役と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を整備する。
 - c. 災害等の不測の事態が発生した場合には、管理本部長が統轄する対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応策を講じる。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）
- a. 取締役会は、当社の規模等を鑑み機動性を重視した体制とし、毎月開催の取締役会において重要事項の決定及び職務執行の監督を行う。
 - b. 経営会議を毎月開催し、チーム別予算の執行状況及び差異分析の結果に基づく、迅速かつ的確な意思決定を行う。
 - c. 執行役員制度の導入により業務執行機能を強化し、取締役及び執行役員による役員会議を開催し、取締役会付議議案の検討や情報の共有化など意思疎通に重点を置く。
 - d. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織体制、権限、業務分掌を社内規程等において明確にし、効率的な執行体制を整備する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）
- a. 当社及び子会社における情報の共有化、指示の伝達等が効率的に行われる体制を構築するとともに、適切な管理を行う。
 - b. 内部統制部門（内部監査室及び経理部）は、海外を含めた子会社の監査を実施し、監査結果を取締役会及び監査役会に報告する。また、子会社のリスク管理状況やコンプライアンス活動状況の評価を行い、必要に応じて助言、改善提案等を行う。
 - c. 当社は、子会社に対し必要のつど会計監査及び業務監査を行うものとし、管理本部長がこれを指揮する。
- ⑥ 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、会社法施行規則第100条第3項第2号及び第3号）
- a. 当社は、監査役を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行ない、当該使用人を任命及び配置することができる。
 - b. 監査役が指定する補助すべき期間中は、取締役の指揮命令は受けない。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）
- a. 監査役が、取締役会のほか重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備する。
 - b. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合その他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を、監査役に報告する。

- ⑧ 監査役の職務執行に生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）

監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求を受けたときは、速やかに当該請求に応じる。

- ⑨ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第5号）

内部通報制度運用規程により役員及び社員等は、本規定に基づく違反行為等の通報が行われたことを理由として、通報者に対し、降格、減給、その他不利益な扱いを受けない。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）

- a. 代表取締役は、定期的に監査役と情報交換を行う。
- b. 監査役は、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査役監査の実効性確保を図る。
- c. 取締役ならびに使用人は、法定の事項に加え、内部監査の実施状況を監査役に報告しなければならない。また、内部通報制度による通報状況及び内容、社内不祥事、法令違反事案のうち重要なものは監査役に報告しなければならない。

- ⑪ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制（金融商品取引法第24条の4の4及び第193条の2第2項）

当社及び関係会社は金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制及び各業務プロセスの統制活動を強化し、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、かつ適正な運用を行うものとする。

また、財務報告に係る内部統制において、各組織（者）は以下の役割を確認する。

- a. 取締役は、組織のすべての活動において最終的な責任を有しており、本基本方針に基づき内部統制を整備・運用する。
- b. 取締役会は、取締役の内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有しており、財務報告とその内部統制が確実に実行されているか取締役を監視、監督する。
- c. 内部監査室は内部統制の目的をより効果的に達成するために、内部監査活動を通じ、内部統制の整備及び運用状況を検討・評価し、必要に応じてその改善策を取締役並びに取締役会に提言する。

⑫ 反社会的勢力に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「コンプライアンス規程」において「反社会的勢力との関係断絶」を定めており、反社会的勢力とは毅然として対応し、一切関係を持たない旨を行動基準として定めている。

上記規程に基づき、管理本部を統括部署として対応している。また警察、弁護士などの外部専門機関との連携を密にし、有事において適切な相談、支援が受けられる体制を整備するとともに、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、定期的に行われる情報交換会並びに研修会に参加し、関連情報の収集及び社内への周知徹底を図っている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システム整備及び運用状況のモニタリングを実施し、取締役会において新たなリスクを検討し、諸規程及び業務の見直しを行い、適切な内部統制システムの向上に努めております。

コンプライアンスについては、定例会議及び研修を通じて実効性の向上に努めております。さらに内部通報制度により、外部顧問弁護士が内容を把握し、適切に対処・処置できる体制をとっております。

(3) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。しかしながら、不適切な者が支配を獲得する可能性がある場合は、速やかに支配されることを防止するための体制を整える予定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年12月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,351,626	流動負債	1,176,944
現金及び預金	2,028,229	支払手形	36,254
受取手形	134,605	買掛金	68,962
電子記録債権	820,863	短期借入金	800,000
売掛金	674,900	リース負債	2,236
有価証券	50,000	未払金	125,518
商品の他	558,138	未払費用	48,918
貸倒引当金	96,756	未払法人税等	8,221
	△11,867	賞与引当金	16,725
		その他の	70,106
固定資産	2,059,612	固定負債	578,002
有形固定資産	928,501	長期借入金	200,000
建物	211,957	リース負債	1,608
構築物	2,836	繰延税金負債	81,261
車両運搬具	0	退職給付引当金	201,585
工具、器具及び備品	1,190	役員退職慰労引当金	69,917
土地	710,241	長期預り保証金	23,630
リース資産	2,276	負債合計	1,754,947
無形固定資産	11,536	(純資産の部)	
借地権	4,539	株主資本	4,630,970
ソフトウェア	3,085	資本	961,720
電話加入権	3,911	資本剰余金	838,440
		資本準備金	838,440
投資その他の資産	1,119,575	利益剰余金	2,846,346
投資有価証券	460,245	利益準備金	125,930
出資	60	その他利益剰余金	2,720,416
破産更生債権等	12,979	固定資産圧縮積立金	157,711
投資不動産	631,715	別途積立金	1,440,000
差入保証金	7,100	繰越利益剰余金	1,122,704
その他の他	20,454	自己株式	△15,535
貸倒引当金	△12,979	評価・換算差額等	25,321
資産合計	6,411,239	その他有価証券評価差額金	25,814
		繰延ヘッジ損益	△492
		純資産合計	4,656,292
		負債・純資産合計	6,411,239

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年12月21日から
2021年12月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上		6,338,928
売上原価		4,724,250
売上総利益		1,614,677
販売費及び一般管理費		1,848,280
営業外損失		233,603
営業外収入		
受取利息	3	
受取証券利	2,066	
受取配当金	12,517	
受取貸付料	80,408	
保険解約返戻金	2,314	
投資事業組合運用益	6,444	
雇その他	35,670	
営業外費用	18,165	157,590
支払利息	5,076	
賃借料	30,832	
為替差損	33	35,942
特別利益		111,954
固定資産売却益	544	
投資有価証券売却益	6,809	7,354
特別損失		
固定資産売却損	0	
投資有価証券評価損	107,350	
減損	844	108,194
税金引当		212,794
法人税、住民税及び事業税	4,990	4,990
当期純損失		217,784

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年12月21日から
2021年12月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本計 合
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
				固 定 資 産 圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	961,720	838,440	125,930	157,711	1,440,000	1,398,530	△ 15,439	4,906,892
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△ 58,041		△ 58,041
当期純損失						△ 217,784		△ 217,784
自己株式の取得							△ 96	△ 96
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△ 275,825	△ 96	△ 275,922
当 期 末 残 高	961,720	838,440	125,930	157,711	1,440,000	1,122,704	△ 15,535	4,630,970

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△ 29,261	△ 5,590	△ 34,852	4,872,040
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 58,041
当期純損失				△ 217,784
自己株式の取得				△ 96
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	55,076	5,098	60,174	60,174
事業年度中の変動額合計	55,076	5,098	60,174	△ 215,748
当 期 末 残 高	25,814	△ 492	25,321	4,656,292

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

……………償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

商 品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) デリバティブ……………原則として時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）及び投資不動産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な資産の耐用年数

建 物……………8年～50年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段

為替予約取引

(3) ヘッジ対象

外貨建金銭債務

(4) ヘッジ方針

社内規程に基づき、輸入取引により生ずる外貨建金銭債務保有に係る為替変動リスクをヘッジするため、実需の範囲内で為替予約取引を行っております。

(5) ヘッジの有効性の評価

為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象又は予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定されるため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

〔表示方法の変更に関する注記〕

(損益計算書)

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「雇用調整助成金」は、当事業年度において営業外収益の合計額の100分の10を超えることとなったため、当事業年度より独立掲記することといたしました。

なお、前事業年度における「雇用調整助成金」の金額は、11,125千円であります。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

たな卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品	558,138千円
----	-----------

(2) 識別した項目に係わる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

たな卸資産の評価につきまして、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、事業年度末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。正味売却価額は、四半期ごとの平均販売単価を市場価格として決定しております。

また、長期滞留のたな卸資産については、過去の販売実績等を勘案した商品としての販売可能性を検討した上で、現時点において通常品としての販売が見込まれず収益性の低下が見込まれる在庫について処分見込み価額での評価を行っております。

なお、サンダル、ブーツ等季節性の高い商品につきましては、シーズン終了時点で、過去の販売実績等を勘案して翌シーズンの販売可能性を検討した上で、処分見込み価額での評価を行っております。

今後の顧客のニーズの変化、新型コロナウイルス感染症の拡大や市場環境の悪化等により将来の正味売却価額が著しく下落した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度のたな卸資産評価損の金額は、42,597千円であります。

〔追加情報〕

新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症の再拡大により、いまだ収束時期は不透明であり、経済活動への影響を予想することは困難なことから、当社は外部の情報源に基づく情報等を踏まえて、新型コロナウイルス感染症の影響が翌事業年度末まで継続すると仮定し、継続企業的前提に係る将来の資金繰りの検討を行っております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び対応債務

担保に供している資産

建 物	172,246千円
土 地	552,006千円
投資不動産	287,074千円
計	1,011,327千円

上記に対応する債務

支払手形（信用状）	36,254千円
短期借入金	550,000千円
計	586,254千円

根抵当権によって担保されている債務については、期末残高又は極度額のいずれか少ない方の金額で記載しております。

- | | |
|-------------------|-----------|
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 783,349千円 |
| 投資不動産の減価償却累計額 | 170,968千円 |

3. 投資不動産の内訳

土 地	359,250千円
建 物	266,647千円
構 築 物	5,817千円

〔損益計算書に関する注記〕

減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額（千円）
遊休資産	投資不動産(建物)	タイ バンコク市	844

(1) 減損損失に至った経緯

遊休資産について、時価の下落等により帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

(2) 資産のグルーピングの方法

事業所別を基本とし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については個々の物件単位でグルーピングしております。

(3) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額に基づき算定しております。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	512,070	-	-	512,070

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,916	33	-	2,949

自己株式の増加33株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年3月18日 定時株主総会	普通株式	29,021	57.00	2020年12月20日	2021年3月19日
2021年7月28日 取締役会	普通株式	29,019	57.00	2021年6月20日	2021年9月6日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年3月17日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年3月17日 定時株主総会	普通株式	29,019	57.00	2021年12月20日	2022年3月18日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
賞与引当金	5,121
未払事業税	1,676
商品評価損	29,069
退職給付引当金	61,725
役員退職慰労引当金	21,408
貸倒引当金	7,607
減損損失	38,089
投資有価証券評価損	33,620
税務上の繰越欠損金	157,467
その他	7,824
繰延税金資産小計	363,611
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△157,467
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△206,144
評価性引当額小計	△363,611
繰延税金資産合計	-

繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△520
固定資産圧縮積立金	△69,603
その他有価証券評価差額金	△11,137
繰延税金負債合計	△81,261
繰延税金負債の純額	△81,261

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融商品で行い、資金調達については銀行借入により調達する方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、定期的に営業本部長へ報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

有価証券は、満期保有目的の債券であり、発行体の財務状況等の把握を行っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形、買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約取引を利用してヘッジしております。

短期借入金及び長期借入金は、主に営業取引に係る資金調達です。このうち短期借入金は変動金利によるもので、金利の変動リスクに晒されておりますが、金利変動のリスクを回避するため毎月金利の状況を把握し、継続的に資金調達状況の見直しをしております。また、長期借入金は、固定金利によるもので、金利の変動リスクはありません。

営業債務や借入金等は、流動性リスクに晒されておりますが、財務課が月次で資金繰り表を作成するなどの方法により管理をしております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債務に係る為替相場変動によるリスクの軽減を目的とした為替予約取引であります。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従っております。また信用リスクを軽減するため、信用度の高い国内金融機関にて取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載されている「ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月20日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,028,229	2,028,229	-
(2) 受取手形	134,605	134,605	-
(3) 電子記録債権	820,863	820,863	-
(4) 売掛金	674,900	674,900	-
(5) 有価証券	50,000	50,000	-
(6) 投資有価証券 その他有価証券	328,058	328,058	-
資産計	4,036,657	4,036,657	-
(1) 支払手形	36,254	36,254	-
(2) 買掛金	68,962	68,962	-
(3) 短期借入金	800,000	800,000	-
(4) 未払金	125,518	125,518	-
(5) 長期借入金（*1）	200,000	200,000	-
負債計	1,230,735	1,230,735	-
デリバティブ取引（*2）	27	27	-

（*1）1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含んでおります。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金、並びに (5) 有価証券

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金、並びに(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた金額が帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。なお、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建金銭債務と一体として処理されているため、その時価は、当該債務の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	17,213
投資事業有限責任組合出資金	114,973

非上場株式及び投資事業有限責任組合出資金については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(6) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸事務所や店舗及び賃貸用住宅等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は次のとおりであります。

貸借対照表計上額（千円）			当事業年度末の時価 （千円）
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
661,593	△17,339	644,254	963,953

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による調査価格または固定資産税評価額等を合理的に調整した価額により算定した金額であります。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 9,145円75銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 427円75銭 |

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

東邦レマック株式会社
取締役会 御中

あかり監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 中 田 啓
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 進 藤 雄 士
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦レマック株式会社の2020年12月21日から2021年12月20日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、新型コロナウイルス感染症の影響が翌事業年度末まで継続すると仮定し、継続企業の前提に係る将来の資金繰りの検討を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

2022年2月15日

東邦レマック株式会社

代表取締役社長 笠 井 庄 治 殿

東邦レマック株式会社 監査役会
監査役(常勤) 伊 藤 賢 ㊟
監 査 役 町 田 弘 香 ㊟
監 査 役 玉 井 哲 史 ㊟

当監査役会は、2020年12月21日より2021年12月20日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が監査をしてまいりました。その結果を審議し、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、会社法の該当条項に掲げる事項に関する取締役会決議の内容、並びに当該決議に基づき整備された体制の状況について監視及び検証し、かつ監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果についての報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において事業及び財産の状況を調査しました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制について、その取締役会の決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用状況について監視及び検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

また会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているか、監査の品質管理に関する審査等が適正に機能しているかについては、会計監査人から会社計算規則第131条に基づき通知を受け、必要に応じて説明を求め、検証した結果、指摘すべき事項はない旨を確認し、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について会計監査人からその職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求め、これらに基づき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに係わる取締役会の決議の内容は、相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あかり監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(注) 監査役町田弘香及び玉井哲史は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当金につきましては、当期の業績及び今後の事業展開を勘案し、経営環境が依然として厳しい折から下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき57円 総額 29,019,897円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月18日

第2号議案 定款の一部変更の件

令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い所要の変更を行うものであります。

(下線は変更箇所を示す)

現行定款	変更案
<p>[新設]</p> <p>[条文省略]</p> <p>第16条(決議の方法)</p> <p>第17条(議決権の代理行使)</p> <p>第18条(員数)</p> <p>第19条(選任方法)</p> <p>第20条(任期)</p> <p>第21条(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条(報酬等)</p>	<p>(株主総会資料の電子提供)</p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2. 当社は電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について議決権の基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととする。</u></p> <p>[条文省略]</p> <p>第17条(決議の方法)</p> <p>第18条(議決権の代理行使)</p> <p>第19条(員数)</p> <p>第20条(選任方法)</p> <p>第21条(任期)</p> <p>第22条(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第26条(報酬等)</p>

現行定款	変更案
<p>[条文省略]</p> <p>第26条(取締役会規則)</p> <p>第27条(取締役の責任免除)</p> <p>第28条(員数)</p> <p>第29条(選任方法)</p> <p>第30条(任期)</p> <p>第31条(補欠監査役の予選に係る決議の効力)</p> <p>第32条(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条(監査役会の決議方法)</p> <p>第34条(常勤の監査役)</p> <p>第35条(報酬等)</p> <p>第36条(監査役会規則)</p> <p>第37条(監査役の責任免除)</p> <p>第38条(事業年度)</p> <p>第39条(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条(中間配当)</p> <p>第41条(配当金の除斥期間)</p>	<p>[条文省略]</p> <p>第27条(取締役会規則)</p> <p>第28条(取締役の責任免除)</p> <p>第29条(員数)</p> <p>第30条(選任方法)</p> <p>第31条(任期)</p> <p>第32条(補欠監査役の予選に係る決議の効力)</p> <p>第33条(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条(監査役会の決議方法)</p> <p>第35条(常勤の監査役)</p> <p>第36条(報酬等)</p> <p>第37条(監査役会規則)</p> <p>第38条(監査役の責任免除)</p> <p>第39条(事業年度)</p> <p>第40条(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条(中間配当)</p> <p>第42条(配当金の除斥期間)</p>

現行定款	変更案
<p>[新設]</p>	<p>附則 <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> 第2条 変更定款第16条の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条但書に定める施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6月以内の日に開催する株主総会については、現行定款が効力を有する。 3. 本条は、施行日から6月を経過した日又は前項の株主総会の日から3月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。</p>

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結のときをもって、監査役玉井哲史氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
たま い さと し 玉 井 哲 史 (1960年6月12日生)	1984年4月 住友商事株式会社入社 1990年6月 同社退社 1991年10月 センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 1995年3月 公認会計士協会登録 2007年5月 同監査法人代表社員 2017年6月 同監査法人退所 2017年7月 玉井哲史公認会計士事務所所長(現任) 2018年3月 当社社外監査役(現任) 2020年6月 稲畑産業(株)社外監査役(現任) 株ピーシーデポコーポレーション社外監査役(現任)	-株

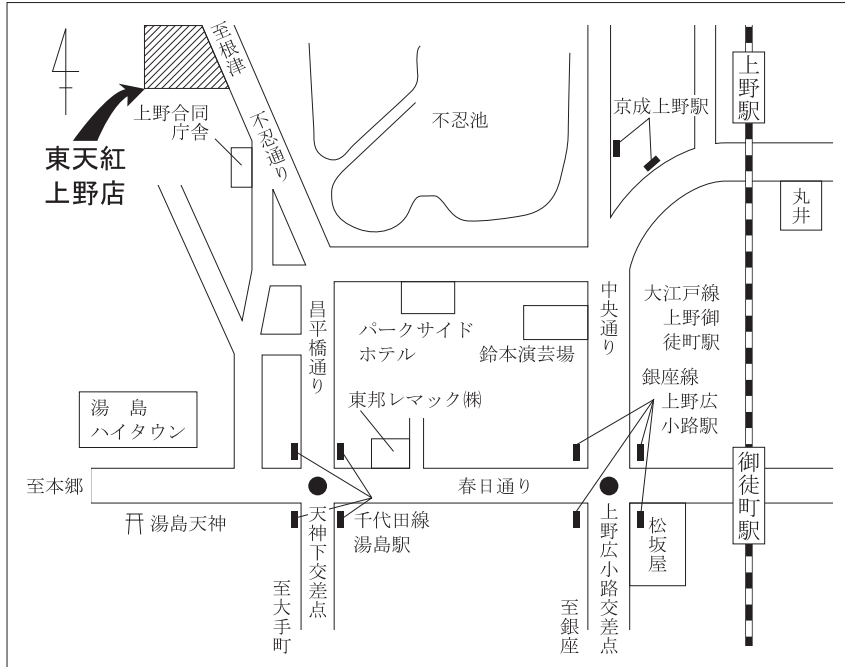
- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 玉井哲史氏は社外監査役候補者であります。当社の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年であります。同氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として財務及び会計についての専門的な見識を有していること、監査法人に在籍し、業務に携わり経験・蓄積してきたことを当社の監査に反映していただくためであります。同氏は過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
3. 当社は候補者を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為(不作為を含む)に起因して、善管注意義務違反・忠実義務違反等を理由に損害賠償請求された場合に、被保険者が被る損害についての損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなっております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

メモ欄

第64回定時株主総会会場のご案内図

会 場 東京都台東区池之端1丁目4番1号
 東天紅 上野店 5階飛鳥の間
 電話 (03) 3828-5111 (代表)



最寄駅

JR線	上野駅	徒歩13分
	御徒町駅	徒歩10分
地下鉄千代田線	湯島駅	徒歩3分
地下鉄銀座線	上野広小路駅	徒歩10分
地下鉄大江戸線	上野御徒町駅	徒歩10分
京成線	京成上野駅	徒歩10分